

# 国民健康保険

お問合せ  
国保年金課国保係  
☎ 885-0340(内)117

## 特定健診、特定保健指導を受けましょう

日本人の食生活や身体活動等の生活習慣の変化により、糖尿病等の生活習慣病になる方が増え、生活習慣病は日本人の死因の約6割を占めるまでになっています。

この生活習慣病の発症に深く関係しているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い方を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで病気の発症と重度化を防止するのが、特定健診（特定健診）と特定保健指導です。

◇動機づけ支援 健診結果と共に「動機づけ支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。また、特定保健指導のご案内もしますので、お申し込みください。

◇情報提供 健診結果を個別に送付します。

＊詳細な項目：問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、貧血検査

＊基本的な項目：問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

## 特定健診・特定保健指導の流れ

おり、胃がん検診（予約制）を受ける方は6月22日（水）より、胃がん検診を受けない方は7月21日（木）より保健センターで実施しますので、ご自身の健康管理のためにも特定健診を受診しましょう。

さい。

### ◇積極的支援

健診結果をお渡しする前に「積極的支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。

健診結果は、健康相談の際にお渡しします。

### 特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームのリスクの高い人に対して、各レベルに応じた特定保健指導が実施されます。

## 保険料、納めるのが困難な時は：

経済的な理由等で国民年金保険料（平成28年度の保険料は月額1万6260円）を納めることができないことが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

＊任意加入の方は、制度を利用することができます。ただし、離職者は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

＊一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかつた場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

・4分の3納付（一部保険料1万2200円）8分の7  
・2分の1納付（一部保険料8130円）8分の6  
・4070円）8分の5

# 国民年金

お問合せ  
土浦年金事務所  
☎ 029-825-1170  
自動音声「2」

の全額または一部（3段階に分かれます）が免除されます。承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

### ◇全額免除制度

2分の1  
・4分の1納付（一部保険料

### 全額免除制度、一部納付（部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、所得に応じ保険料

申請方法や所得制限の基準に引き上げる予定です。  
• • • • •